

# 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の 規定による掲示

## 1 入院基本料に関する事項

当院では、病棟毎に入院基本料が異なるため、入院基本料に関する事項は各病棟内に掲示しております。

## 2 九州厚生局長への届出事項に関する事項

(1) 当病院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・ 精神科病棟入院基本料 15 対 1
- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 精神科救急急性期医療入院料
- ・ 精神科急性期医師配置加算 1
- ・ 精神科応急入院施設管理加算
- ・ 臨床研修病院入院診療加算(協力型)
- ・ 看護配置加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 医療安全対策加算 1 (連携加算 1)
- ・ 看護補助加算 2
- ・ 看護補助体制充実加算
- ・ 感染対策向上加算 2
- ・ データ提出加算 1 及び 3
- ・ 歯科クラウンブリッジ維持管理料
- ・ 精神科地域移行実施加算
- ・ 救急医療管理加算 2
- ・ 精神科救急医療体制加算 2
- ・ 精神科作業療法
- ・ CT 撮影
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 依存症入院医療管理加算
- ・ 精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- ・ 精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ・ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料  
(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る)
- ・ 療養生活継続支援加算
- ・ 経頭蓋磁気刺激療法
- ・ 外来・ベースアップ評価料 (I)
- ・ 入院ベースアップ評価料

(2) 当病院は、入院時食事療養 (1) の届出を行っています。

食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後 6 時以降)、適温で提供されます。

(3) 当病院では、次の施設基準の届出を行っています。

歯科クラウンブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて維持管理を行っています。

異常があれば、そのままにせず、お早めにお知らせください。

## 3 保険外負担に関する事項

当病院では、以下について、実費の負担をお願いしています。

(1) 文書料 (1 通につき)

- |                              |          |         |          |
|------------------------------|----------|---------|----------|
| ・ 普通診断書                      | 2, 020 円 | ・ 死亡診断書 | 3, 100 円 |
| ・ 健康診断書                      | 2, 500 円 | ・ 特別診断書 | 4, 370 円 |
| ・ 普通証明書                      | 1, 690 円 | ・ 特別証明書 | 3, 900 円 |
| ・ 死体検案書                      | 4, 500 円 |         |          |
| ・ 自立支援法に係る協力料                |          |         | 2, 020 円 |
| ・ 自立支援法に係る診断書                |          | (新規)    | 4, 370 円 |
|                              |          | (更新)    | 2, 020 円 |
| ・ 診療記録等の写しの交付料 (1 枚につき)      |          |         | 10 円     |
| ・ レントゲンフィルム等の写しの交付料 (1 枚につき) | 1,       |         | 100 円    |

(2) 私用電話料 実費

令和 8 年 4 月 1 日

県立始良病院